

第2章

教育資金計画

第1節 自助努力による教育資金計画

第2節 借りる教育資金計画

第3節 もらう教育資金計画

「カジタさんのCFP®テキスト2021 ライフプランニング 第2章」は、2021年1月時点の情報をもとに作成されています。CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

第2章 第1節 自助努力による資金計画

1. 学資保険・こども保険

一般的な自助努力による教育資金の準備方法として保険を利用することが挙げられます。その中でも特に「学資保険」「こども保険」を利用する場合があります。

- 被保険者は子どもであるため、子どもに万一のことがあれば保険金を受け取れる。
- 契約者である親が死亡もしくは高度障害状態になった場合、その後の保険料が免除されるのが一般的。ただし、契約者死亡⇒免除申請⇒名義変更という手続きにより、相続財産として扱われ相続税の対象となる。
- 予め将来の受取額(満期金や入学祝い金)が決定する。そのため計画的に準備しやすい反面、将来的に金利が上昇した場合、他の金融商品よりも利回りで不利になる可能性がある。

実務 学資保険と低解約返戻金型終身保険を比較・検討することがあります。

2. 一般財形貯蓄

一般財形貯蓄を活用して教育資金の準備をする方法も考えられます。

- 勤労者が勤め先の協力を得て、給料から一定額を天引きし貯蓄する制度。
- 原則3年以上の積立期間が必要。(貯蓄開始から1年経過後は、払い出し可)

第2章 第2節 借りる資金計画

1. 奨学金(貸与型)と国の教育ローン(教育一般貸付)

自助努力による教育資金の準備が難しい場合には、お金を借りて準備する方法があります。

暗記	奨学金(貸与型)		国の教育ローン (教育一般貸付)
	第一種	第二種	
機関	日本学生支援機構		日本政策金融公庫
対象/返済する人	学生本人 ※高校NG		生徒の保護者 ※高校OK
選考基準	<予約採用*・大学の場合> ①学力(第一種の方が厳しい) ・第一種:成績平均3.5以上など ・第二種:成績水準平均以上など ②生活維持者の収入が一定基準以下 ・世帯人員、就学者の有無により異なる *入学前の予約採用のほか入学後の在学採用があります。		世帯年収一定基準以下 ※扶養している子の人数により異なる
借りるタイミング	入学後(概ね5月~8月頃)		入学(合格発表)前でも可能
借りる金額	国公立・私立、自宅通学・自宅外通学により異なる		学生1人につき350万円 ※自宅外通学や海外留学などは 450万円 まで可能
利子/金利	無利子	有利子(上限3%) ※ 在学中は無利子 ※固定/変動 選択可	固定金利 ※借りた翌月から利息発生
返還/返済期間	在学終了 6ヶ月経過後 から最長20年 (3月に卒業した場合、10月から返還*) *奨学金では「返済」ではなく「返還」という言葉を使います。		翌月から 最長15年 ※ 在学中は利息のみの返済OK ※母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭は 最長18年
返還/返済方法	定額返還方式または 所得連動返還方式を 選択可	定額返還方式	元利均等返済

実務 入学金は入学前に納める為、入学金を準備できていない家庭は国の教育ローンを利用します。
Point 上表、いずれも併用可能です。

2. 入学時特別増額奨学金

日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)または第二種奨学金(利子付)に、入学月の分の奨学金月額を増額して貸与する利子付の奨学金です。日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の要件を満たしたうえで公庫の審査の結果、融資できないと判断された世帯の学生・生徒が対象です。

3. 奨学金の返還が難しい場合

災害・疾病・失業などにより、日本学生支援機構の奨学金の返還が難しくなった場合、次の制度を利用できます。

	減額返還制度	返還期限猶予制度
概要	●減額した金額であれば返還を継続できる場合 ・割賦金を2分の1または3分の1に減額する ・最長180ヶ月(15年)減額返還可能	●一定期間返還を待ってほしい場合 ・審査で承認された期間(最長120ヶ月)は返還不要 ・上記の期間経過後に返還が再開される
注意点	●返還予定総額は減額しない ・あくまで毎月の返還額が減額するだけ。 ●第一種奨学金の「所得連動返還方式」は適用不可	●返還終了年月が延期される ・返還を先延ばしにしているだけ。

第2章 第3章 もらう資金計画

1. 児童手当

中学校卒業まで受け取れる児童手当を貯蓄する方法があります。所得制限限度額が設定されており、一定の所得以上の場合には「特例給付」として右表に関わらず一律5,000円の支給です。(2022年10月以降、高所得者は支給停止となる見込みです)

	児童1人あたりの支給月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳～小学校卒業	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学校	一律 10,000円

年に3回(2月、6月、10月)に、それぞれの前月分までの手当が支給されます。(例:6月=2月～5月分の支給)

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するため現況届を提出する必要があります。

2. 奨学金(給付型)

日本学生支援機構の奨学金には、給付型も用意されています。次の選考基準を満たすことで給付型奨学金が支給されます。なお、貸与型との併用も可能です。

①学力基準

次のいずれかに該当すること(予約採用)

- ・高校等の成績平均値が、5段階評価で**3.5以上**
- ・面談またはレポート提出等により学習意欲を確認できること

②家計基準

次の要件全てに該当すること

- ・収入基準: **住民税(所得割)非課税世帯**およびそれに準ずる世帯(原則、本人と父母の収入で判断)
- ・資産基準: 学生を含む資産額合計が生計維持者2人は2,000万円未満(1人なら1,250万円未満)

2020年度より「給付型奨学金の支給」と「授業料/入学金の免除/減額」がセットになった修学支援制度が創設されました。

※給付型奨学金受給中は、毎年度、審査を受け、成績が下がったことによる留年や停学処分等があった場合には、給付が停止したり、廃止されることがあります。

3. 直系尊属から教育資金の一括贈与

下記要件を満たすことで贈与税が非課税になる制度です。

	要件
対象	父母や祖父母などの直系尊属(養父母含む)から、30歳未満の子や孫への教育資金の贈与。 受贈者である 子や孫の所得が1,000万円を超えると対象外 。
手続き	金融機関と教育資金管理契約を締結し、金融機関を経由して「教育資金非課税申告書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出。
限度額	学校等へ支払う限度額は、 受贈者1人につき1,500万円 まで。 通学定期券や海外留学のための渡航費として使用しても構わない。 習い事など学校以外は上記1,500万円のうち 500万円まで(23歳未満に限る) 。
期限	制度の期限: 令和5年(2023年)3月31日まで 契約の期限: 受贈者の死亡または受贈者が30歳に達したら終了 (学校在籍中や教育訓練中であれば最大40歳まで可)
贈与者の死亡	令和3年3月31日以前は、その贈与日から3年経過後に贈与者が死亡した場合は、使いきれなかった分の相続税は非課税とされていたが、令和3年4月1日以後は、贈与者が(いつ死亡しても)亡くなった時点で使いきれなかった分が相続税の対象(贈与者が祖父母であれば2割加算も対象)となる。ただし、受贈者が23歳未満の場合や学校在籍中・教育訓練中であれば課税対象外。

4. 高等学校等就学支援金

所得等の要件を満たす世帯の生徒の高等学校等の授業料を充当するために国から支給されます。手続きは、高等学校等入学時に学校等で行います。公立高等学校の場合、全日制・定時制・通信制により支給額が異なるのに対し、私立高等学校の場合はいずれも月額9,900円で世帯の所得に応じて加算額があります。